

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

階級区分	合計所得					譲渡所得		山林所得 を有する者
	営業所得者	農業所得者	その他 事業所得者	その他所得者	計	を有する者	うち短期譲渡 所得を有する者	
	人	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	7,444	289	1,799	9,643	19,175	3,492	908	148
100 〳	12,831	620	2,659	15,574	31,684	1,549	140	43
150 〳	28,396	2,099	4,546	57,259	92,300	1,878	145	186
200 〳	32,198	2,610	4,919	74,852	114,579	1,893	122	41
250 〳	33,585	3,092	5,359	78,811	120,847	1,501	74	28
300 〳	30,083	2,866	4,893	60,895	98,737	1,522	57	13
400 〳	44,023	4,749	7,472	88,355	144,599	2,615	68	30
500 〳	24,257	3,033	4,163	62,879	94,332	2,093	48	16
600 〳	12,250	1,738	2,178	48,876	65,042	1,783	37	11
700 〳	6,340	891	1,230	39,260	47,721	1,524	43	7
800 〳	3,408	468	837	30,107	34,820	1,340	21	6
1,000 〳	3,301	453	1,023	39,515	44,292	2,543	23	5
1,200 〳	1,302	161	732	23,892	26,087	1,897	14	2
1,500 〳	802	76	980	21,979	23,837	2,339	26	3
2,000 〳	487	29	1,501	19,824	21,841	2,659	22	2
3,000 〳	261	19	1,524	14,521	16,325	2,847	20	2
5,000 〳	105	6	1,239	7,806	9,156	2,199	17	1
5,000万円超	61	3	659	3,983	4,706	1,750	24	—
						※外 4,040		※外 1
合計	※ 241,134	※ 23,202	※ 47,713	※ 698,031	※1,010,080	※ 37,424	1,809	※ 544

調査対象等：平成13年3月31日現在において、平成12年分の所得税の申告納税額がある者の人員を合計所得金額階級別に示した。

用語の説明：合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額、株式等に係る譲渡所得の金額及び山林所得金額の合計額をいう。

(注) 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。